

文教厚生常任委員会調査報告書

1 調査事件

学童保育のあり方について

2 調査目的

近年、核家族化や共働き、一人親世帯の増加により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域の子育て機能の低下が懸念されている。

こうしたなか、学童保育は保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校に通う児童に対して指導員を配置し、放課後等における適切な遊びや、生活の場を提供することにより、児童の健全育成や子育てと仕事の両立支援に大きな役割を担っている。

本町でも平成 15 年開設以来年々利用者が増加し、平成 25 年 7 月現在では 194 人の登録数となっている。また、学区内には施設のないところや、古民家を活用している施設では耐震性についても指摘されており、学童保育（放課後児童クラブとも言う）のあり方について調査することとした。

3 調査経過

平成 25 年 6 月 13 日 （会期中）

平成 25 年 6 月 18 日 （会期中）

平成 25 年 7 月 5 日 保健福祉課、愛康会からの聞き取り

視察調査：ふれあいホーム家根合、ふれあいホーム払田、
ふれあいホームひまわり、さんさんクラブ

平成 25 年 7 月 10 日

平成 25 年 7 月 17 日

平成 25 年 7 月 26 日

平成 25 年 7 月 31 日

平成 25 年 8 月 6 日

平成 25 年 8 月 21 日

平成 25 年 8 月 23 日 視察調査：山形市、遊佐町

平成 25 年 9 月 5 日 （会期中）

平成 25 年 9 月 17 日 （会期中）

平成 25 年 10 月 1 日～ 3 日

視察調査：埼玉県三芳町、寄居町、鶴ヶ島市

平成 25 年 10 月 16 日

平成 25 年 10 月 28 日

平成 25 年 11 月 7 日 視察調査：余目第四小学校

平成 25 年 11 月 15 日

平成 25 年 11 月 22 日

平成 25 年 11 月 27 日

4 調査結果

[現 況]

学童保育は核家族化や女性の就労、一人親世帯の増加等で児童を取り巻く環境の変化により、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の子ども達に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、保護者に仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っている。

当時、厚生省が学童保育の法制化への検討を開始し、平成9年6月3日に「児童福祉法等の一部改正に関する法律」が成立、学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化された。その後、平成10年4月1日に学童保育は「児童福祉法」と「社会福祉事業法」に基づく「第二種社会福祉事業」に位置づけられ施行された。

また、その後の14年間で学童保育施設は2.1倍に、入所児童数は2.5倍に増加してきているが、「放課後児童クラブ」を生活の場として児童の健全育成を育むための重要な観点から、放課後児童クラブの質の向上を目的とし、平成19年4月に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、制度の見直しが検討され、平成24年8月10日には、「子ども・子育て関連三法^{※1}」が国会で可決・成立された。

厚生労働省の調べによると、平成24年5月現在、全国の「放課後児童健全育成事業」の実施状況は、クラブ数は前年度対比で524カ所増加の21,085カ所に、実施場所の状況は学校の余裕教室と学校敷地内専用施設を合わせた「学校内実施」が、51.5%と全体の5割以上占めており、そのなかで、全増加数(524カ所)に占める「学校内施設」増加数(351カ所)は、約7割となっている。

県では国が定めた「放課後児童クラブガイドライン」を基本とし、市町村・関係団体等の意見を踏まえ、平成24年9月「山形県放課後児童クラブ運営指針」を策定した。本指針はクラブの実情がさまざまであることを踏まえ「最低基準」ではなく、放課後児童クラブとして望ましい一定の水準を示したものである。

本町でも核家族化や就業構造の変化に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場が求められているなか、地域が持つ教育力を発揮し「地域の子供は地域の中で見守り育てていきたい」との考えから、地域が主体となって学童保育を運営する「ふれあいホーム構想」が策定された。この構想に基づき平成15年4月に地域の有志による「余目ふれあいホーム実施組織愛康会」が設立され、平成15年10月から町の委託を受け運営にあたっている。

学童保育の利用状況は平成19年では78人だった利用者数が、平成25年7月には194人と増加傾向にある。

余目地域では「愛康会」の運営している「ふれあいホーム家根合」・「ふれあいホーム払田」・「ふれあいホームひまわり」の3カ所の施設で指導員等を配置し、子ども達を「ただいま」「お帰りなさい」と迎える家庭的な雰囲気大切にしながら、「古民家」などを活用した学童保育を実施している。

また、立川地域では町が直営で公共施設「立川保健センター」を利用し運営している「さんさんクラブ」があり、両地域合わせて4カ所で実施されており、児童の健全育成に大きな役割を担っている。

※1 「子ども・子育て関連三法」とは

「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」

「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」

「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）」

(1) 学童保育所の沿革

平成 13 年度	ふれあいホーム実施検討会立ち上げ検討開始
平成 14 年 11 月	実施検討会から「中間報告」提出 専用施設の新設が望ましいが、当面、小学校が近く家庭的な雰囲気 の民家活用も含め、既存施設を利用するという報告が出された。
平成 15 年 8 月	ふれあいホーム払田の土地・建物賃貸借契約を所有者と締結。 覚書で 10 年間の賃貸借期間同意。
平成 15 年 10 月	ふれあいホーム払田開設
平成 16 年 4 月	ふれあいホームひまわり開設
平成 17 年 5 月	さんさんクラブ（狩川保育園内）開設
平成 21 年 4 月	ふれあいホーム家根合の土地・建物賃貸借契約を所有者と締結。 覚書で 10 年間の賃貸借期間同意。
平成 21 年 10 月	ふれあいホーム家根合開設
平成 23 年 4 月	さんさんクラブを立川保健センター内へ移設
平成 25 年 4 月	ふれあいホーム払田を一年契約に変更

(2) 学童保育所の概要と課題

ア 立川地域 直営

狩川保育園で（平成 17 年 5 月）実施時は立川子育て支援センター職員が兼務
していたが、立川保健センターに移行後はパート指導員を雇用し運営

(ア) さんさんクラブ（立川保健センター内）

<施設概要>

- ・場 所 庄内町狩川
- ・開 設 日 平成 17 年 5 月（平成 23 年 4 月移設）
- ・建物状況 立川保健センター（昭和 58 年建設）
- ・学 区 立川小学校
- ・職員体制 平日・学校休業日 パート指導員 4 人（土曜日 2 人）
- ・時 間 下校時から午後 7 時まで
（土曜日・学校休業日 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで）
- ・休 所 日 日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

- ・保育料 月額8,000円（おやつ代込み）
同一世帯が同一月に2人以上利用した場合は、2人目以降半額（4,000円）

- ・学校との距離 0.7 km

<課題>

- ・専用施設でないため事業重複時、狩川公民館に移動（平成24年度21回）
- ・床が硬く危険、部屋が区切られており見通しが悪く管理し難い
- ・パート職員のみでの運営
- ・スペースがないため廊下を遊び場として利用している

イ 余目地域 庄内町余目ふれあいホーム実施組織愛康会へ委託

(ア) ふれあいホーム家根合

<施設概要>

- ・場 所 庄内町家根合
- ・開 設 日 平成21年9月7日
- ・建物状況 古民家（明治29年建築）
- ・賃貸借状況 契約年額 288,000円
- ・学 区 第一小学校
- ・職員体制 A指導員1人・B指導員1人・臨時指導員1人・構成員1人
- ・時 間 下校時から午後7時まで
（土曜日・学校休業日 4月から9月までは午前7時30分から午後7時まで、ふれあいホーム払田に通所。10月から3月まではふれあいホームひまわりに通所。平成25年7月より希望者のみ午前7時から7時30分まで早朝保育試行事業を実施）
- ・休 所 日 日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ・保育料 月額8,000円（おやつ代込み）
同一世帯で同一月に2人以上利用した場合は、2人目以降半額（4,000円）

- ・学校との距離 1.3 km

<課題>

- ・施設の老朽化、耐震工事未実施
- ・学校からの移動距離が長く危険性がある

(イ) ふれあいホーム払田

<施設概要>

- ・場 所 庄内町払田
- ・開 設 日 平成15年10月6日
- ・建物状況 古民家（明治31年建築）
- ・賃貸借状況 契約年額 396,000円
- ・学 区 第二小学校・第四小学校（スクールバスでの移動）
- ・職員体制 A指導員1人・B指導員2人・構成員1人（土曜日 2人）
主事1人

- ・時 間 下校時から午後 7 時まで
(土曜日・学校休業日 4 月から 9 月までは午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、ふれあいホーム家根合、ふれあいホームひまわりの児童も来所。10 月から 3 月までは午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、ふれあいホームひまわりに通所。平成 25 年 7 月より希望者のみ午前 7 時から 7 時 30 分まで早朝保育試行事業を実施)
- ・休 所 日 日曜日・祝日・年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
- ・保 育 料 月額 8,000 円 (おやつ代込み)
同一世帯が同一月に 2 人以上利用した場合は、2 人目以降半額 (4,000 円)
- ・学校との距離 第二小学校 0.2 km・第四小学校 5.2 km

<課 題>

- ・第四学区が未設置のため、児童を受け入れている。(スクールバス利用)
- ・施設の老朽化、耐震工事未実施
- ・使えない部屋に家財等があり、環境面で課題がある
- ・送迎時の駐車場がない

(ウ) ふれあいホームひまわり

<施設概要>

- ・場 所 庄内町廿六木
- ・開 設 日 平成 16 年 4 月 1 日
- ・建物状況 余目保育園分室 (昭和 45 年建設)
- ・学 区 第三小学校
- ・職員体制 A 指導員 1 人・B 指導員 2 人・構成員 1 人 (土曜日 2 人)
- ・時 間 下校から午後 7 時まで
(土曜日・学校休業日 4 月から 9 月までは午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、ふれあいホーム払田に通所。10 月から 3 月までは午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、ふれあいホーム払田・ふれあいホーム家根合の児童も来所。平成 25 年 7 月より希望者のみ午前 7 時から 7 時 30 分まで早朝保育試行事業を実施)
- ・休 所 日 日曜日・祝日・年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
- ・保 育 料 月額 8,000 円 (おやつ代込み)
同一世帯で同一月に 2 人以上利用した場合は、2 人目以降半額 (4,000 円)
- ・学校との距離 第三小学校隣接

<課 題>

- ・施設の老朽化、耐震工事未実施

(3) 学童保育所の利用状況

ア 学童保育所の利用（登録）状況 (平成 25 年 7 月 2 日現在、単位：人)

学童名・学区		年度		利用申請児童数（一時児童含む）						計
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年			
さんさんクラブ	立川小	8	9	6	6	4	2	35		
ふれあいホーム家根合	第一小	19	7	10	7	5	2	50		
ふれあいホーム払田	第二小	11	10	9	4	5	1	51		
	第四小	5	2	4	0	0	0			
ふれあいホームひまわり	第三小	12	14	16	10	2	4	58		
計		55	42	45	27	16	9	194		

イ 学童保育所利用児童数の推移 (平成 25 年 7 月 2 日現在、単位：人)

学童名・学区		年度						
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
さんさんクラブ	立川小	22	19	26	30	37	34	35
ふれあいホーム家根合	第一小	—	—	52	45	45	39	50
ふれあいホーム払田	第一小	21	37	—	—	—	—	—
	第二小	12	5	14	31	43	36	40
	第四小	3	1	2	6	9	14	11
ふれあいホームひまわり	第三小	20	34	51	63	70	60	58
計		78	96	145	175	204	183	194
全児童数		1,380	1,341	1,297	1,270	1,231	1,155	1,123
利用割合（％）		5.7	7.2	11.2	13.8	16.6	15.8	16.7

(4) 学童保育所の運営費

ア 歳入、歳出状況 (平成 25 年 5 月 20 日現在、単位：千円)

項 目	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 予算	付記
歳入合計	19,419	18,260	19,535	19,667	21,447	差額は一般会計から補てん
県支出金	11,704	8,904	9,391	10,237	10,695	
保育料	7,715	9,356	10,144	9,430	10,752	
歳出合計	29,284	23,854	27,905	26,984	34,063	H23 移設 H21 家根合開設
さんさんクラブ	3,056	4,694	7,376	6,654	8,198	
ふれあいホーム	26,228	19,160	20,529	20,330	25,865	
内 訳						
運営費委託料	16,110	17,191	18,577	18,970	24,075	
賃貸借料	624	684	684	684	684	
修繕・害虫駆除他	9,494	1,285	1,268	676	1,106	

(5) 小学校の余裕教室の状況と児童数の推移

ア 小学校の余裕教室（児童数の減少により、普通教室として使用しなくなった教室）の状況

- ・余目第一小学校 2 教室（2 階 ワークスペース特別活動室 2）
- ・余目第二小学校 3 教室（2 階 学習室 2、ワークルーム特別活動室 1）
- ・余目第三小学校 2 教室（2 階 特別活動室 2）
- ・余目第四小学校 6 教室（1 階 特別活動室 1、 2 階 特別活動室 5）
- ・立川小学校 4 教室（2 階 学習室 3、特別活動室 1）

イ 児童数の推移（平成 25 年 5 月 1 日現在での予想数、単位：人）

学 校	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
第一小学校	239	243	238	241	237	229
第二小学校	228	213	205	196	196	196
第三小学校	245	237	228	208	212	198
第四小学校	171	163	161	142	140	132
立川小学校	202	207	206	189	187	181

(6) 県内の状況

ア 山形市放課後児童クラブ

<視察地の概要>

- ・人 口 253,529 人（平成 25 年 4 月 1 日推計人口）
- ・世 帯 数 98,403 世帯
- ・面 積 381.58 km²

山形市の放課後児童健全育成事業は、共稼ぎ世帯等の児童の保育対策として、昭和 49 年に学童保育を市の委託事業としたことに始まり、昭和 55 年には補助事業になり、その後、時代の状況に合わせて補助を充実させてきた。平成 16 年には再び委託事業となり、クラブ数、利用児童数が年々増加してきた。

そこで、すべてのクラブが、設置や運営について一定の水準を確保し、より充実を図るとともに、さまざまな主体の協力と連携のもとに、放課後の児童の健全な育成を図ることを目的に、平成 19 年 4 月に「山形市放課後児童クラブ設置・運営指針」を施行した。

この指針の大きな特徴は、開設場所を小学校の施設や敷地内の土地の利用を優先させ、諸事情により利用できない場合、他の市有施設の建物や土地の利用を進める（目的外使用料、賃借料は免除）とし、市有施設が確保できない場合は、民間施設を運営委員会が借り上げ、家賃分を運営委託料に加算していることにある。

発端は、平成 17 年 2 月に「市長決裁」により定めた「放課後児童クラブの学校等市有施設の指針」（平成 18 年 5 月改正）にあり、強いリーダーシップを窺い知ることができる。市の教育委員会でも、平成 21 年 3 月に「放課後児童クラブの小学校施設利用について」の指針を定め、利用の方法、使用基準（8 項目）な

どきめ細かな対応をしている。

また、平成 23 年 11 月 8 日、県の子育て推進部長と教育委員会教育長の連名で、各市町村長、各市町村教育委員会教育長宛に出された「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ及び放課後子ども教室）の小学校施設内設置の推進について（依頼）」の通達を受け、第 2 期経営計画で、放課後児童クラブについての方向性として「放課後児童クラブの施設環境を耐震化も含め改善する必要がある」「より安全・安心の観点から学校施設への移転等を今後 5 年間で 8 ヶ所増加を目標とする」と位置づけ、安全を最優先に考え、学校施設の活用を積極的に推進している。さらに、学校施設を利用するにあたっては、管理責任、目的外使用への許可認定、耐震工事終了後 10 年未満での補助金活用の対象有無、使用区域、維持管理経費の負担割合などさまざまな課題があるが、国・県へ積極的な指導を仰ぎ、山形市では全てクリアーしている。

平成 15 年度のクラブ数は 29 ヶ所で、平成 25 年度には 48 ヶ所となり 10 年間で 19 ヶ所の増加となっている。また、平成 16 年度まで学校活用は 1 施設であったが、施設の老朽化や人数増加等に対応するため、平成 25 年 4 月 1 日現在全 48 クラブの内 19 クラブが学校施設に移転・分園しており、平成 25 年度中にさらに 2 クラブが学校移転の予定で、21 クラブとなる。

市の全校児童数は平成 15 年度では 14,781 人で平成 25 年度では 13,715 人と 1,066 人が減少しているのに対し、留守家庭児童数は同じ 10 年間で 2,823 人から 4,522 人と 1,699 人の増加状況にある。施設の学校活用及び施設改修による環境改善を行ったことで、潜在的需要の掘り起しがあり、平成 15 年度の放課後児童クラブの利用数は 1,222 人であったのが、平成 25 年度には 2,357 人と 10 年間で 1,135 人（プラス 92.9%）の増加となっている。最近では施設の耐震化が重要視され、今後一層学校活用の希望が増える傾向にある。

(ア) 放課後児童クラブ運営委託料・関連事業費・クラブ数・児童数等の推移

(決算ベース、平成 25 年は予算ベース)

年度	運営委託料 (円)	委託料 + 補助金 + 工事費 (円)	クラブ 数 (箇所)	児童数 (人)	留守 家庭 児童数 (人)	全在籍 児童数 (人)	留守 家庭率 (%)
12		84,729,000	23	870	2,393	15,066	15.9%
13		115,886,400	26	1,003	2,469	14,913	16.6%
14		112,638,000	26	1,132	2,605	14,738	17.7%
15		124,168,300	28	1,222	2,823	14,781	19.1%
16	124,163,893	138,605,493	29	1,331	2,821	14,582	19.3%
17	130,700,600	146,363,600	30	1,534	3,106	14,416	21.5%
18	144,463,630	166,223,630	33	1,735	3,336	14,487	23.0%
19	152,146,028	171,436,028	35	1,898	3,428	14,202	24.1%
20	164,349,218	183,124,018	37	2,041	6,353	14,055	45.2%

21	191,177,820	232,809,827	44	2,063	3,893	13,984	27.8%
22	207,194,536	247,162,419	47	2,101	3,868	13,787	28.1%
23	220,163,093	243,997,913	47	2,132	3,913	13,764	28.4%
24	235,940,163	306,612,993	48	2,235	4,177	13,892	30.1%
25	241,860,000	266,060,000	48	2,357	4,522	13,715	33.0%

(イ) 山形市放課後児童健全育成事業費 (単位:千円)

項 目		平成 24 年度 予算額	平成 25 年度 予算額	差 額
放課後児童健全育成総事業費		268,609	276,246	7,637
主 な 内 訳	放課後児童クラブ運営事業委託料	239,203	241,860	2,675
	施設整備関係	19,095	23,700	4,605
	保育料金軽減補助金	9,515	9,900	385
	児童健全育成クラブ連絡会補助金	500	500	0

(ウ) 放課後児童クラブの学校活用状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

No	クラブ名	学校名	使用施設	開始年月日
1	東こどもクラブ	東小学校	体育館 1F ミーテングルーム 1	14 年 8 月
2	杉の子クラブ	南山形小学校	体育館 2F ミーテングルーム	17 年 4 月
3	みはらしの丘児童クラブ	みはらしの丘小学校	体育館 1F ミーテングルーム	18 年 4 月
4	さくらんぼ学童保育	第七小学校	3F 会議室	20 年 4 月
5	第 2 金井保育クラブ	金井小学校	体育館 2F ミーテングルーム	21 年 2 月
6	学童保育第二あかしあクラブ	第九小学校	体育館 2F ミーテングルーム	21 年 3 月
7	第二南こどもクラブ	南小学校	1F 旧生活科室	21 年 9 月
8	第 2 さくらんぼ学童保育クラブ	第七小学校	体育館 2F ミーテングクラブ	21 年 12 月
9	出羽学童保育所第 2 受楽園	出羽小学校	1F 旧生活科室	22 年 1 月
10	桜こどもクラブ第 2	桜田小学校	体育館 2F ミーテングルーム	22 年 1 月
11	からまつ子どもクラブ	東沢小学校	体育館 2F ミーテングルーム	22 年 9 月
12	東こどもクラブ	東小学校	体育館 1F ミーテングルーム 2	23 年 1 月
13	たてやまつ子クラブ	楯山小学校	1F 旧会議室	23 年 2 月
14	いちょうクラブ	第四小学校	1F 旧教室	23 年 9 月
15	ふじかげんきっ子クラブ	第二小学校	体育館 2F ミーテングルーム	23 年 2 月
16	大郷子どもクラブ	大郷小学校	1F 旧学習室	24 年 11 月
17	クローバー学童クラブⅡ	第十小学校	1F 旧教室 2 室	24 年 11 月
18	こんべいとうクラブ	本沢小学校	1F 昇降口・図工室	25 年 4 月
19	どんぐり子どもクラブ	鈴川小学校	1F 特別教室 2 室	25 年 4 月
20	山寺かじの木子どもクラブ	山寺小学校	1F 技術室	25 年秋予定
21	宮浦学童クラブ	宮浦小学校	1F 特別支援教室 2 室	25 年秋予定

(エ) 学童保育事業の課題

- ・市の全校児童数は減少するなか、留守家庭児童数は増加傾向にあり、利用児童数に対する施設規模（70人定員への対応、1学区複数設置など）
- ・学童保育施設の老朽化に伴う学校移転の促進
- ・運営費増額の要望（指導員の待遇改善等）
- ・各クラブの利用料・開設日数等の相違
- ・国の省令に基づき、市町村が条例で放課後児童クラブの設備や運営の基準を定めることになり、平成26年度中に条例を定め、平成27年度より施行することへの対応。

イ 山形市学童保育どんぐりクラブ（学校施設利用型 鈴川小学校区）

山形市では平成16年度から事業として委託する。これまでは、民営クラブの経営体として「運営委員会」を組織し、委託料を支出。

<施設概要>

- ・場 所 山形市鈴川町3丁目7番10号 鈴川小学校内
- ・開 設 日 昭和54年4月8日（移転開設日 平成25年4月8日）
- ・使用施設 1階特別教室2室（137㎡）
- ・共用施設 東玄関、1階手洗い場、トイレ、1階廊下、屋内及び屋外
- ・賃貸借状況 無料
- ・学 区 鈴川小学校区
- ・職員体制 専任指導員2人 非専任指導員2人
- ・保育時間
 - 平 日 下校時から午後7時（午後6時30分以降、延長料金あり）
 - 学校休業日 午前7時45分から午後7時
（土曜日、代休日、春・夏・冬の長期休業期間含む）
- ・保 育 料 月額10,500円、同一世帯で同一月2人目以降は8,500円、
延長料15分毎150円、おやつ代1,500円
生活保護世帯1児童につき月額5,000円山形市より補助金支給
- ・冷暖房代 2,000円（年額）
- ・保護者会費 一世帯月額500円
- ・改 修 費 7,688,250円
- 財源内訳 国の安心こども基金を活用（国1/3・県1/3・市1/3）

市補助金	市執行・工事費	内、国・県補助金2/3
3,000,000円	4,688,250円	5,141,000円

(ア) どんぐりクラブの沿革

昭和54年4月	民間敷地にプレハブ施設を建て「学童保育どんぐりクラブ」創設
昭和60年11月	旧高等専門学校（双月町）の一部を使用し移転開設
平成21年	鈴川小学校耐震化工事
平成21年10月	屋根及び外壁塗装工事施工 他の施設利用団体の移転に伴い、施設の全部を使用する

平成23年 3 月	東日本大震災以前、子ども福祉課へニュージーランド地震などの情報により、施設の未耐震化等の不安から、学校への移転の訴えがあった
	震災後、不安増大により学校への移転の申し出があり、鈴川小学校と協議したが余裕教室がなく、民間施設を含め移転先の検討を開始
平成23年 4 月	市内クラブ委員長と市長懇談会の席上において、同クラブ運営委員長から学校利用を希望する旨の意見があった
平成24年 8 月	今年度鈴川小学校に余裕教室があり、学校側がどんぐりクラブの学校移転を内諾
平成24年11月 ～ 平成25年 3 月	クラブ・学校・市の三者協議を随時開催 クラブ室改修工事
平成25年 4 月	移転開所

(イ) 学童保育どんぐりクラブの余裕教室活用状況

施設の老朽化や学校から2kmの距離にあり、1年生から6年生まで37人の児童を受入れていた。また、2人の障がい児もいることから通所時の安全管理が課題となっており、平成25年4月に鈴川小学校内に移転開所した。

小学校施設利用については、鈴川小学校利用のルールに従って使用することとしている。例えば、教室への忘れ物を取りに戻る等の理由で使用区域外へ入る場合は、原則として職員室へ連絡し、指導員が付き添うこと。また、クラブ入所児については、放課後児童クラブの活動中バッチ等を着用し、クラブ児童以外の児童については、原則クラブ室内へ入室させないようにしているなど、責任の所在をはっきりさせている。

学校施設内での使用区域を見ると、学童保育施設として利用できる共用スペースの場所と学校施設との区分けはシャッターではなくトラロープ1本で仕切られており、そのロープには「はいりません」と紙1枚の表示だけで、子ども達は約束を守っている。教育面及び財政面からも画期的なシステムで運営されている施設である。

イ 遊佐町子どもセンター（子育て支援センターとの併設型）

天候に左右されない児童の居場所づくり、子育て支援の一層の充実を図るために、子育て支援センター、一時預かり、自由来館の遊戯室、放課後児童クラブ等の施設内容・機能を備える併設型施設を国土交通省の交付金を活用し、中心市街地に整備中。

<視察地の概要>

- ・人 口 16,852 人
- ・世 帯 数 4,688 世帯
- ・面 積 208.41 km²

<施設概要>

- ・開設日 平成26年4月予定
- ・構造 木造平屋建て
- ・延床面積 770㎡
- ・付帯設備 駐車場(39台)・歩行者用通路・外構
- ・総事業費 約2億5千万円(本体工事・備品購入)
財源内訳 社会資本総合整備交付金40% 過疎債60%
- ・利用料金 一時預かりや放課後児童クラブの利用料、事業実施の際の参加費を除き基本的に無料の予定。
- ・管理運営 建設検討委員会の報告では、直営、民間委託の両論が報告されており、今後、適切な管理運営の方法について、検討していく予定。
- ・建築設計業者の設定
プロポーザル方式

[課題]

(1) 施設について

ア 施設の設置単位

放課後等における児童の安全な活動の場が求められているなか、余目地域では地域が持つ教育力を発揮し「地域の子供は地域の中で見守り育てていきたい」との考えから、地域が主体となって学童保育を運営する「ふれあいホーム構想」が策定された。この構想に基づいて平成15年4月に地域の有志による「余目ふれあいホーム実施組織愛康会」が設立され、「古民家」や公共施設等を利用し、平成15年10月から町の委託を受け運営にあたっている。

当初から各学区に1施設の設置を目標としてきたが、「ふれあいホーム構想」に適う施設確保が困難な状況もあり、第四小学校区には専用施設が現在も未設置となっている。

イ 施設の場所

余目地域で、「愛康会」が運営している「ふれあいホーム家根合」(第一小学校区家根合地域内)は学校から1.3km離れており、「ふれあいホーム払田」(第二小学校区払田地域内)は0.2km、同施設を利用している第四小学校からは5.2km(スクールバス利用)離れている。この2カ所の施設は「古民家」を利用し、「ふれあいホームひまわり」(第三小学校隣接地内)は公共施設「余目保育園分室」を活用している。

第四小学校区地域でも「古民家」を利用した施設での運営を考えているが、適切な場所が見つからないため現在施設が設置されていない。また、立川地域では直営で公共施設「立川保健センター」を利用しているため、保健センターで事業がある時は「狩川公民館」に移動している。

ウ 施設の安全性

余目地域の「古民家」を利用して実施されている2カ所の学童保育施設は、築100年以上も経っており、個人から借り受けている施設であるため修繕や改築が困難

など、安全が確保されていない。また、第一学区は学童保育施設が学校から離れているため、特に、冬期間や日没後、学校からの通所時の安全確保や、障がい児の移動の際の安全等にも課題がある。

また、「ふれあいホームひまわり」は第三小学校敷地内に隣接しており学校からの移動に対する不安はないが、昭和 45 年建設で耐震工事が未実施であり、悪天候のときは窓枠のサッシから雨漏りがするなど、施設の老朽化も進んでいる。

一方、立川地域の学童保育施設は耐震性に不安はないが、専用施設でないため床が硬く、クッション性のある床材が必要とされている。また、遊ぶスペースがないため廊下を遊び場に利用しており、見通しも悪く管理しにくい状態である。くわえて、保健センターで事業がある時は、狩川公民館に移動しなければならないなど、移動の際の安全性や、施設利用の状態も課題となっている。

エ 施設の設定

「ふれあいホーム払田」の施設には保護者の送迎時の専用駐車場がなく、部屋には家主の家財道具があるため使えない部屋もあるなど、学童保育の利用児童数も増加傾向にあるなか、施設が狭くなってきている状況にある。

また、「ふれあいホームひまわり」を除き、庄内町の学童保育施設には敷地内に広い遊び場がない。

立川保健センターを利用する学童保育は、保健センターで事業がある時は狩川公民館に移動しなければならない状況であり、専用の施設整備が必要とされている。

(2) 運営について

ア 運営主体

余目地域では「余目ふれあいホーム実施組織愛康会」の設立により、「愛康会」が委託運営する「ふれあいホーム」は常勤の指導員・ボランティア当番の構成員とともに、保護者・庄内町・地域住民が協力し合って保育環境を見守ってきた。

しかし、立ち上げから関わってきた方々も 10 年が過ぎ、いずれ世代交代の時期が来たときに、交代ができる組織の状態になっているのか課題であり、今後見守っていかなければならない。

また、立川地域の学童保育は直営で運営されており、余目地域と異なった運営体制となっている。

イ 男性ボランティアの関わり

「ふれあいホーム」の委託運営に当っては、施設内・敷地内の環境整備も欠かせない重要な事業であるが、男性のボランティアの関わりが少ないため、大変困難をきたしている。今後、男性加入者を増員することができるかが課題である。

[意見]

(1) 施設について

ア 施設の設置単位

余目地域では「ふれあいホーム構想」に基づき、学童保育の運営を「愛康会」に委託し「古民家」や公共施設を利用し、各学区に 1 施設を目標にして 10 年が経過し

ている。第四学区は現在も第二学区の「ふれあいホーム払田」の施設利用となっているが、第二学区学童保育施設を利用しているどちらの児童数も増加傾向にあり、平成 25 年は登録数 51 人となっており、施設が狭くなってきている状況にある。

視察を行った「山形市放課後児童クラブ設置・運営指針」のなかでの分園基準では、「登録児童数が原則 50 人を超えた場合、当該運営委員会は分園の検討を行う」としている。また、国の補助金においても児童数 36 人～45 人の基準額に対する補助率を高くすることで待機児童の減少への対応策を取っている。本町でも第四学区地域づくり会議からの要望もあり、各学区に 1 学童保育施設を設置すべきである。

イ 施設の場所

余目地域は公設民営により、3 ヶ所の「ふれあいホーム」を「愛康会」が町の委託を受け運営にあたっているが、第四学区に「古民家」など適切な場所が見つからないため現在も施設が設置されていない。

また、立川地域でも「立川保健センター」を利用しているため、保健センターで事業がある時は「狩川公民館」への移動保育となり、平成 24 年度は 21 回の移動となっている。

埼玉県の視察先や山形市においても、学童保育の立ち上げ後一定期間経過後に、学校施設利用等に移行した経過があり、時代の変化を踏まえながら、本町でも、まずは施設の安全性の確保を最優先に、学童保育施設の見直しを図る必要がある。

ウ 施設の安全性

余目地域の第一学区・第二学区の学童保育施設は築 100 年以上も経っており、個人から借り受けている施設であるため修繕や改築が困難であり、耐震工事が未実施となっている。特に第一学区は学校から学童保育施設が離れている場所にあるため、冬期間や日没後の学校からの通所時の安全管理や、障がい児の移動の際の安全確保が課題となっている。

また、第三学区の「余目保育園分室」の公共施設も昭和 45 年建設で耐震工事が未実施であり、悪天候のときは窓枠サッシから雨漏りが発生している。さらに、立川地域で利用している「立川保健センター」は専門の施設でないため、保健センターで事業がある時には「狩川公民館」に移動しなければならない事態が続いている。

まずは、安全・安心面から施設の老朽化対策と、専用施設の確保を急ぐ必要がある。特に、東日本大震災後は「放課後子どもプラン」を実施するにあたり、学校施設活用推進によって耐震化が済んでいる学校施設の「普通教室として使用しなくなった教室」を、積極的に活用している自治体が増加している。

本町でもこうした先例に倣い、子ども達が安全で思いっきり活動できる場所の確保を図るため、学校施設の余裕教室を活用することが必要と思われる。

エ 施設の設備

学童保育では多人数、長時間保育となることを考慮し、専用のトイレ、玄関、調理設備などは欠かせないが、雨天時、冬期間の遊び場の確保などへの対応も必要とされている。

現在、本町の学童保育施設では基本的な対応は可能だが、施設事情による活動制約を受けている所や保護者が送迎時に利用する駐車場がないため路上駐車が日常化している所もある。また、敷地内に広い遊び場がないため、天気の良い日には地域の理解や協力を得て、公民館や神社の境内を利用しながら遊んでいる所もある。敷地内でないため移動の際の安全管理、障がい児への対応に職員の付き添いも必要となるなど、職員の負担にも繋がっている。

今後、施設の見直しをする際には、敷地内に駐車場や広い遊び場も考慮に入れ、施設整備を図るべきである。

(2) 運営について

ア 運営主体

余目地域では「ふれあいホーム構想」に基づき、平成 15 年 4 月に地域の有志が主体となった「愛康会」が設立され、平成 15 年 10 月から町の委託を受け運営にあたっている。一方、立川地域の学童保育は町直営での運営であり、両地域統一した運営体制に整理する必要がある。

視察調査を実施した先進例では、運営が行政の直営、地域（本町では地域づくり会議）、父母会、NPO 法人などさまざまであった。地域的な事情や歴史的な要因などがあり、一概に比較はできないが、あらためて、「愛康会」の果たしてきた 10 年間は本町の学童保育にとって大変な功績であり評価したい。今後も、時代の変化を踏まえ、施設の耐震化や設置場所の課題、「愛康会」の理事や構成員の高齢化による世代交代の問題等、児童と保護者の視点に立って、本町の学童保育のあり方を模索し、方向性を定めながら課題に対応していく必要がある。

イ 男性ボランティアの関わり

委託運営にあたっては、施設内、敷地内の環境整備も欠かせない事業であり、男性のボランティアが少ないため、維持管理に大変な困難をきたしている。地域の男性や保護者に積極的に声を掛けるなどして、協力を呼びかける体制づくりを図る必要がある。

以上が主な意見であるが、現在、本町では副町長を委員長に「学童保育所検討会」を設置し今後の方向性を検討していることから、本委員会としては、当該検討会からのより詳細で具体的な報告を期待したい。

ただし、国では、平成 18 年 2 月に「地域子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について」として、文部科学省生涯学習局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名で、余裕教室をはじめとする学校諸施設の積極的な活用を通達した。これを皮切りに、平成 19 年 10 月には文部科学省と厚生労働省が一体的、あるいは連携して実施する「放課後児童クラブのガイドライン」を策定、平成 20 年 11 月には「普通教室として使用しなくなった教室の放課後子どもプランへの活用」を、都道府県知事、各市町村長及び教育委員会委員長に通知している。また、平成 21 年 6 月には文部科学省が「普通教室として使用しなくなった教室の活用について」として、余裕教室改修の際に各種補助制度があることも通知するなど、放課後の子ども達の安全で健やかな活動場所の確保を図るため、その実施場所

として学校施設活用を促す施策を加速化させてきている。

県でも平成 23 年 11 月に、子育て推進部長・教育委員会教育長の連名による「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ及び放課後子ども教室）の小学校内設置の推進について（依頼）」を各市町村長及び教育委員会教育長あてに通知し、耐震性が確保されていない場合の学校施設活用の検討を促している。あわせて、各市町村教育委員会教育長と公立小学校校長に対しても、関係部局と学校の連携等について周知するよう通達している。

こうしたことを受け、全国の学童保育の開設場所の実態を見ると、東日本大震災後は、危機管理上からも安全の確保を最優先すべきとの共通認識があることから、学校の余裕教室と敷地内の専用施設など、学校施設内の利用が 10,864 ヲ所と全体の半数以上の 51.5%（平成 24 年 5 月現在）に上っている。

本町では、現況にあるように、今後児童数の減少は予測されるが、学童保育へのニーズは高まることが予測されており、諸課題を考慮すれば、町として大きな転換期を迎えていると言える。また、学校施設を利用するにあたっては、管理責任、目的外使用への許可認定、耐震工事終了後 10 年未満での補助金活用の対象の有無、使用区域、維持管理費の負担割合などさまざまな課題があるが、国・県の積極的な指導もあることから、学校側だけに負担をかけることのないように、町当局、小学校、教育委員会等関係機関が連携し、山形市などを参考に課題解決に取り組む必要がある。さらに、子育て支援 3 法の関係において、国の動きを注視しながら基準条例への対応など、差し迫った課題もある。

したがって、「学童保育所検討会」では、学校施設の活用を念頭に入れ、全ての学区に設置することを基本として検討されたい。

視察地 埼玉県入間郡三芳町
北永井学童保育室

1 視察年月日 平成 25 年 10 月 1 日

2 視察の目的

学童保育（放課後児童クラブ）は、児童福祉法では放課後児童健全育成事業として位置づけられている。

本町では、平成 15 年から学童保育を実施しているが、運営形態が統一されておらず、また、設置されていない学区もある。今後、利用児童数の増加が考えられることから、小学校の余裕教室を活用し、公立公営で実施している三芳町の取り組みについて調査することとした。

3 視察地の概況（平成 25 年 8 月末現在）

- (1) 人口 38,312 人
- (2) 世帯数 15,507 世帯
- (3) 面積 15.30 km²
- (4) 財政規模 11,357,349 千円（平成 25 年度一般会計当初予算）
- (5) 町の概要

三芳町は、埼玉県の南西部に位置し、首都圏 30 km の距離にあり、広域的に見ると武蔵野台地の北東部にあたる。

町内を南北に川越街道・関越自動車道が通り、関越自動車道三芳パーキングにはスマートインターチェンジも併設されている。さらに町内を東西に浦所バイパスが通る交通の要所であるが、鉄道は無く、東部境近くに川越市や都心部と直結する東武東上線が走り柳瀬川（志木市）みずほ台、鶴瀬、ふじみ野（以上富士見市）の各駅が利用されている。

畑作を中心とする純農村地帯として歩を続けてきたが、戦後の高度成長期を契機に住宅開発が進められるとともに、恵まれた交通立地条件を背景に工場や物流施設の立地が相次いだ。

「東京に最も近い町」で、ベッドタウンとしての開発発展も進みつつあるが、町内には「柳沢吉保公」ゆかりの三富開発の地である「上富地区」もあり、川越芋の一大産地となっている。

人口は昭和 45 年来増加してきたがここ数年減少してきている。また、地方交付税不交付の財政優良自治体としてきたが今年度から交付をうけることになった。

4 取り組みの現況

- (1) 三芳町の学童保育費（平成 24 年度決算額）

歳入	保護者負担金（利用料）	22,624,000 円
----	-------------	--------------

	放課後児童健全育成事業費補助金	15,889,000円
	特別支援学校放課後児童対策事業費補助金	188,000円
	放課後児童クラブ施設整備費補助金	3,457,000円
	計	42,158,000円
歳出	職員人件費	36,122,251円
	一般事務費	510,359円
	学童保育室管理運営事業	42,438,357円
	計	79,070,967円

(2) 保育の目標

三芳町の学童保育の目標は、次のとおりである。

学童保育室は、留守になっている自宅のかわりとして、子どもたちが放課後を過ごすもう一つの家庭です。その中で、たくさんの異年齢の友達と生活を共にしているいろいろな事を学び、楽しく有意義に過ごします。

ひとり一人の個性を大切にし、子どもらしく豊かにのびのびと育つことを願い、次の目標を持って指導していきます。

- ・ ルールを守り 人の心を思いやれる子
- ・ 新しいものに挑戦する意欲のある子
- ・ ものごとに感動する心を持ち 考える力のある子

(3) 学童保育事業の概要

ア 学童保育室に入室するための要件

家庭外労働	居宅外で労働することを常態としていること。
出 産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。(産前7週・産後8週) ※育児休暇中は利用できない。
病気・ケガ	疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障がいをもっていること。
病人の介護	長期にわたり疾病の状態にあるか、または精神若しくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。
家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
そ の 他	町長が入室を認める場合

上記のうち、いずれかの要件を満たしていて、原則、留守家庭が常態となること。

(内職は不可)

イ 入室対象児童 小学校1年生から4年生まで

ウ 保育時間

(ア) 平日保育(月～金) 放課後～午後6時30分

(イ) 土曜日保育 午前8時30分～午後4時

合同保育になる。開設学童は、3ヵ所。

(藤久保第1学童・北永井学童・竹間沢学童)

土曜日保育は、保護者が仕事で保育に欠ける場合のみとなる。

(土曜日保育申し込み書の提出が必要)

(ウ) 一日保育

(県民の日・運動会などの振替休日) 午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分

(春・夏・冬休み) 午前 8 時 00 分～午後 6 時 30 分

一日保育・土曜日保育は弁当持参

エ 休室日

日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

その他町長が特別な事情があると認めた日

オ 保育内容

平常保育

[日程表] 月～金(内容説明)

学 習	○学習－宿題等、学習するよう働きかける
自由遊び	○自由遊び－自分の好きな遊びをみつけ、自発的な遊びをとうして友達
おやつ	を作る
当番活動	○集団遊び－異年齢の集団で、さまざまなルール遊びを楽しむ
集団遊び	○心と体の栄養を満たすおやつ作りを心がける
制作活動	○当番活動－自分たちでできることを班ごとに交代で行う
お迎え	(おやつの準備、清掃、飼育等)
	○制作活動－いろいろな素材で制作を楽しむ

カ 保育料

月額 7,000 円

保育料については、その世帯の当年度の市町村民税額により決定。

利用していなくても退室の手続きをしていないとその月分は納める。

キ 申し込み

4月1日の入室は2月10日まで、それ以降は5月からの入室

(毎月10日まで申し込み可能、翌月1日より入室)

(4) 学童保育室(事務局 北永井児童館 北永井 803-4)

ア 藤久保第1学童

所在地 藤久保 224-2 藤久保小学校内

開設 昭和 49 年 5 月 1 日 商工会館前 プレハブ

移設 昭和 56 年 2 月 9 日 藤久保 174 プレハブ

移設 昭和 61 年 4 月 1 日 小学校内

平成 10 年 4 月 1 日 校庭にプレハブ新築

定員 55 人

職員 正職員 1 人、臨時職員 5 人

総床面積 140.770 m²

イ 藤久保第2学童保育室

所在地 藤久保 224-2 藤久保小学校内

開設 平成 25 年 4 月 1 日 小学校内 空き教室改修

コンクリートの上にクッションフロア敷、入口（避難口の増設等）
歳出 595 万円 歳入 整備補助金 345 万円

定 員 36 人
職 員 正職員 1 人、臨時職員 2 人
総床面積 80.640 m²

ウ 唐沢学童保育室

所 在 地 藤久保 410-1 唐沢小学校内
開 設 昭和 52 年 10 月 1 日 外プレハブ
移 設 昭和 61 年 4 月 1 日 小学校内教室
定 員 70 人
職 員 正職員 1 人、臨時職員 5 人
総床面積 165.60 m²

エ 北永井学童保育室

所 在 地 北永井 343 三芳小学校内
開 設 昭和 54 年 6 月 1 日 外プレハブ
移 設 昭和 62 年 4 月 1 日 小学校内
改 築 平成 17 年 小学校 2 教室
学校の内外塗装工事（教育委員会 5,890 万円）に含む
定 員 70 人
職 員 正職員 1 人、臨時職員 5 人
総床面積 164.00 m²

オ 竹間沢学童保育室

職 員 正職員 1 人、臨時職員 5 人（第 1、第 2 含む）

(ア) 第 1 学童保育室

所 在 地 竹間沢 550-1 竹間沢小学校内
開 設 昭和 57 年 4 月 1 日 外プレハブ
移 設 昭和 62 年 4 月 1 日 校庭プレハブ
定 員 35 人
総床面積 79.49 m²

(イ) 第 2 学童保育室

所 在 地 竹間沢 550-1 竹間沢小学校内
開 設 平成 22 年 4 月 1 日 校庭プレハブ
工事費 歳出 2,342 万円 歳入 整備補助金 1,408 万円
定 員 40 人
総床面積 115.93 m²

カ 上富学童保育室

所 在 地 上富 1267-4 上富小学校内
開 設 昭和 54 年 6 月 1 日 農業センター前プレハブ
閉 室 昭和 56 年 3 月 31 日
開 室 平成 21 年 4 月 1 日 小学校内

空き教室の改修 歳出 711 万円 歳入 整備補助金 460 万円
 定 員 25 人
 職 員 正職員 1 人、臨時職員 1 人
 総床面積 64.00 m²

(5) 在室児童数 (平成 25 年 4 月 1 日現在、単位：人)

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	家庭数	特学 人数
藤久保第 1	20	19	10	9	1	1	60	54	2
藤久保第 2	9	12	7	7			35	32	
唐 沢	20	26	14	14			74	68	
北永井	33	19	20	9		1	82	74	1
竹間沢第 1	12	10	5	5			32	29	
竹間沢第 2	11	12	10	4			37	33	
上 富	6	6	10	5			27	23	
合 計	111	104	76	53	1	2	347	313	3
小学校学年 別児童数	374	373	380	400			1,527		
利用割合%	30	28	20	13			22.73		

※ 特学人数 (特別支援学校人数)

県内の特別支援学校に通学する三芳町内に在住する障がい児の人数

(6) 課題

- ・ 現在の施設だけでは不足する状況にあるが、空き教室がない。
- ・ 学校敷地内に分室 (プレハブ等) するには、土地が限られており、接道もないなど難しい状況にある。
- ・ 8 時前の早朝保育の要望は正式にはないが、8 時前に来て待っている子どもがいる状況にある。

5 考察

三芳町では、昭和 49 年という早い時期から学童保育に取り組まれていた。高度成長期で、女性の社会進出もあり、留守家庭の増大により鍵っ子が増加した時期と思われる。それに伴い学童保育を教育の一環と捉え、教育委員会が所管し、学校近くの民家やプレハブを利用し開設した。昭和 61 年以降は、順次、学校内または学校敷地内に移転し、現在は保護者の送迎も視野に入れ、すべて学校内余裕教室や敷地内利用になっている。

余裕教室活用の施設は、校舎の端にあり、トイレや台所、入口も学童保育専用として整備し学校と区分けしている。床材はクッション性のものを使用している。電気料、水道料は学校と共用で、ガスはプロパンガスを利用している。非常時には学校へ連絡できるドアがあり、耐震も完備している。また、児童が忘れ物をしたときは、職員が

同行するなどして、学校管理者との責任問題も解決している。

運営体制では、児童館の中に「学童保育室」という名称の事務局を設置し、専門資格（保育士5人、児童厚生員1人）を持った正職員が事務も担当しながら各学童保育室に1人ずつ配置されている。また、児童には町負担で傷害保険も掛けており、町としての学童保育に対する意気込みと心配りを感じたところである。

三芳町を視察して、視察の目的にも記したように、本町の学童保育においては、運営形態が統一されていないことのほか、施設の老朽化や学童の帰宅距離に問題があるのではないかと改めて感じたところである。

国では、近年、少子化に伴う児童生徒の減少により、学校施設をクラスルーム等の普通教室としての利用以外にもさまざまな用途に活用できるゆとりが生じており、また、地域住民にとっては身近な公共施設であることから、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情や需要に応じて積極的に活用していくことが望ましいと考えられるとしている。

本町でも児童の減少により余裕教室が生まれ、特別活動室として利用されているが、どのような活用方法がベターであるのか、今一度調査する必要がある。また、今後、新しい給食センターが完成すれば各校の給食室も不要となる。給食室にはガス、水道も設置されており、学童保育室として活用する場合には利便性も高い。

さらに、学校施設を活用する場合は、余裕教室の改修等に対する国からの補助もあることから町財政の軽減につながるとともに、児童の移動時の安全確保の点からも有効である。

運営面では、学童保育が常設で一定時間、集団で実施されていることからすれば、三芳町のように保育にあたる職員も専門知識を備えた人材であることが望まれるところである。

最後に、三芳町では教育委員会と学校が施設の管理責任問題を解決し、その周辺の敷地を子どもたちにとって自由に使える場所として確保されていた。そのような環境のもと、子どもたちが笑顔でいきいきと活動していたことが印象的であった。

視察地 埼玉県寄居町
寄居学童はやぶさクラブ

1 視察年月日 平成 25 年 10 月 2 日

2 視察の目的

学童保育のあり方について調査するなか、その運営手法には自治体が直接運営したり、外部団体に委託したり、指定管理者制度を導入したりとさまざまな形態があることにたどり着いた。そのなかで児童の保護者が組織する団体が主体となって運営する放課後児童クラブについて調査することとした。

3 視察地の概況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

- (1) 人 口 35,672 人
- (2) 世 帯 数 14,024 世帯
- (3) 面 積 64.17 km²
- (4) 財政規模 10,525,603 千円(平成 25 年度一般会計当初予算)
- (5) 町の概要

県の北西部、荒川が秩父山地から関東平野に流れ出すところに位置する町で、町域は、東西約 14 km、南北が約 12 km である。

地形は大別すると西部の山地と東部に開けた平野部とからなっており、さらにその中が、西から東へ流れる荒川によってつくられた河岸段丘による起伏のある地域や、北部の利根川流域となる台地上の地域等、複雑な地形を呈している。

行政的には、明治の町村制施行時に寄居町として誕生後、いくつかの合併の後、昭和 30 年に 1 町 4 か村が合併して現在の寄居町となり、2 本の国道と 3 線の鉄路・8 つの駅を持つ交通の要衝として、近年では彩の国資源循環工場や大手自動車メーカー四輪車生産工場が建設される等発展を続けてきた。

一方、「全国名水百選」・「水の郷」・「水源の森百選」に認定される水環境や、国史跡「鉢形城跡」に代表される歴史環境等多くの恵まれた環境を有する町としての一面もあわせもち、環境との調和を目指したまちづくりをすすめている。

4 取り組みの現況

寄居町の学童保育(放課後児童クラブ)は、昭和 58 年に寄居町学童保育の会が開始した。平成 16 年に男衾学童保育の会が独立し、現在は 2 つの会で 7 学童クラブを運営している。7 学童クラブのうち、4 クラブを学校敷地内または隣接地(町有地)に、建坪約 40 坪、建設費約 2,000 万円、木造で地元業者が建設し設置している。また、1 クラブ(寄居学童はやぶさクラブ)は小学校余裕教室に設置している。その設置、改修費用は町が負担し、10 万円を超える修繕費についても町が補助している。他、2 クラブを借地借家にて運営している。

町の設置施設(公設)に関しては毎年、学童保育の会に対し使用許可を出し、光熱水費は学童保育の会が負担している。学童保育の会設置施設(民設)には、町が借地料・借家料を学童保育の会に対し補助している。

町は、国・県の入所児童数に応じた放課後児童健全育成事業補助金の基準に従い、委託料として各学童クラブに補助し、平成 25 年度当初予算で、7 クラブ分として委託料 38,308 千円を計上している。

学童保育の会は、指導員の募集から配置、勤務体制、障害児への加配、指導員への給与の支払い、保護者からの利用料の徴収など全てを行っており、町は運営について一切関わっていない。

保育料についても町では定めておらず、2 つの学童保育の会でそれぞれ、10,000 円と 11,000 円を徴収している。

保育時間についても、町の例規で規定されているものの、詳細については各学童保育の会規約により決めている。

(1) 寄居町 7 学童クラブの現状について(平成 25 年度)

学童保育の会	小学校名	1～3年	4～6年	児童数A 5/1 現在	学童クラブ名	開設日	設置年度	定員	1～3年	4～6年	入所数B 9/1 現在	B/A %
寄居	寄居	137	173	310	寄居はちのこ	S58. 4.1	H.16	60	12	24	36	18.7
					寄居はやぶさ	H20. 4.1	H.24	30	18	4	22	
	桜沢	127	130	257	桜沢おひさま	H13. 4.1	H.15	40	36	14	50	19.5
	用土	121	118	239	用土わんぱく	H.7. 4.1	H.16	40	36	16	52	21.8
	折原	39	48	87	鉢形はりきり	S58. 4.1	民設	70	12	3	15	17.2
									18	7	25	8.7
男衾	男衾	224	257	481	男衾はらっぱ	S58. 4.1	H.17	70	32	16	48	13.9
					男衾あおぞら	H24. 4.1	民設	35	19	0	19	
合計		786	877	1,663				345	183	84	267	16.1

(2) 寄居学童はやぶさクラブについて

ア 施設の概要

(ア) クラブの名称

寄居学童はやぶさクラブ

(イ) 所在地

寄居町大字寄居 206 番地 3 寄居小学校内

- (ウ) 設置主体 寄居町
- (エ) 運営主体 寄居町学童保育の会
- (オ) 定員 30名

イ 整備の経緯等

寄居学童はやぶさクラブは、平成20年4月に、寄居学童はちのこクラブの入所児童数が90名を超えることから、分離分割して新設することとなった。新設に当たって寄居学童保育の会で施設を探したが見つからないため、暫定的に旧あさひ銀行社宅(町所有・2世帯分)を利用することとした。

しかし、昭和40年代の建物であり老朽化が進んでいるため、保育の会より学童保育所の新設の要望があり、さらに東日本大震災で施設が被害を受けたこともあり、安全安心のため移転を検討した。

町としては児童数の減少が見込まれるため、新規建設は行わず、小学校の余裕教室を活用する方針とした。しかし、教育委員会、小学校も当初は難色を示したが、町長が町外施設を視察するなどして小学校余裕教室活用を進めた。平成23年度より教育委員会、寄居小学校と協議を行い、平成24年度に教室を改修し整備を行い、町内初、唯一の小学校余裕教室活用の放課後児童クラブとなった。また、25年度にはエアコンを設置した。

- (ア) 設置場所 寄居小学校1階 2教室 平成24年9月14日開設
- (イ) 手続き 教育財産処分、公有財産所管換え
- (ウ) 整備費用

設計委託料	498,750円	(23年度)
改修工事費	7,123,200円	(24年度)
設備費	570,150円	(24年度)
工事管理委託料	493,500円	(24年度)
エアコン設置工事	997,500円	(25年度)
計	9,683,100円	
- (エ) 財源内訳

県補助金 2/3	4,666,000円	(24年度)	(放課後児童クラブ設置促進事業費)
県補助金 2/3	665,000円	(25年度)	(放課後児童クラブ環境改善事業費)
一般財源	4,019,600円	(24年度)	
	332,500円	(25年度)	

ウ 施設の運営

- (ア) 運営主体 寄居町学童保育の会 (町が施設の使用許可を出す)
- (イ) 利用日・時間 町規則で定めるほか、寄居町学童保育の会規約による。
 - a 学校開校日
 - (a) 月～金曜日 放課後 ～ 18時00分
 - b 学校休業日
 - (a) 月～金曜日 8時00分～18時00分
 - (b) 土曜日 (第1・第3・第5) 8時30分～13時30分
 - (c) 土曜日 (第2・第4) 8時30分～16時30分

(ウ) 利用料等 寄居町学童保育の会実施要綱による。

a	入会金	10,000 円
b	月額	保育料
		11,000 円
		おやつ・教材費
		1,800 円
		保育誌
		300 円
c	年額	傷害保険料
		760 円
		保護者会費
		2,400 円
d	保育料の特例(1人当たり)	5・6年生
		8,200 円
		同一家庭に3人以上
		(1～6年生)
		8,200 円
		一人親家庭・生活保護家庭
	(1～4年生)	
	5,500 円	
	(5・6年生)	
	4,100 円	
	さらに、同一家庭に3人以上	
	(1～6年生)	
	4,100 円	

但し、2人以下に減った場合は翌月から特例を解除する。

(エ) 利用料の引き落とし 農協に口座を開設し毎月5日に引き落とす。事情により5日に引き落としができなかった場合は、10日に引き落とす。(引き落とし手数量1件30円)なお、引き落とし不能となった場合、現金で支払う。

傷害保険料、保護者会費は現金で支払う。

(オ) 職員数 寄居町学童保育の会指導員勤務規定による。正規指導員(常勤)1名、パート指導員3名(うち1名障害児担当)

(カ) 児童数 1～3年 18名(うち1名障害児)、4～6年 4名、計 22名

エ 施設運営に係る予算の内容等 (はやぶさクラブの予算より)

歳入	町委託料	6,726,000 円
	保育料等	3,060,300 円
	計	9,786,300 円
歳出	事業費	595,200 円
	人件費	7,304,000 円
	諸経費等	1,887,100 円
	計	9,786,300 円

(ア) 電気料金

小学校と別の電力を引き込むことができないため、学校のキュービクルから配線し、子メーターを設置。月1回指導員が検針し、その使用量に基づき子育て支援課で料金を算定し納付している。

(イ) 上下水道料金

給水管は学校とは別に配管し、専用の水道メーターを設置。水道メーター

検針により上下水道料金を算定し納付している。

オ 施設運営に係る今後の課題について

開所して1年目であるため、寄居町学童保育の会の施設運営に対する要望は特
にない。しかし、校舎内のトイレは使用できないため、現在、仮設トイレ(水洗：
公共下水道に接続)を使用している。今後トイレを本設するかどうかが課題となっ
ている。

子育て支援3法の関係で、国の動向もからみ、基準条例をどのようにするかの
判断が課題となっている。

5 考 察

寄居町学童保育の会は、昭和58年開始からすでに30年余が経過している保護者と
勤務する職員で構成する会であり、寄居町学童保育の会規約、寄居町学童保育の会実
施要綱、寄居町学童保育の会指導員勤務規定を備えている。

利用日や利用時間、利用料等を定め、指導員の募集から配置、勤務体制、障害児へ
の加配、指導員への給与の支払い、保護者からの利用料の徴収など全てを行っており、
町が運営について一切関わっていないことは特筆するところである。

各学童クラブは町と委託契約を結び、委託料として寄居町放課後児童健全育成事業
実施要綱に基づき、補助金の交付を受けて運営されている。

今後の課題についても、施設運営に対する要望は特にないとのことであった。この
ことから学童保育の会が自立していることがうかがえる。

以上のことから、2ヵ所、学童保育の会で設置の施設はあるものの、先進的公設民
営の放課後児童クラブであると言える。

町では、これまで学校敷地内や隣接地に施設を建設してきたが、児童数の減少から、
平成23年より小学校余裕教室を活用することとした。施設設置の際、この小学校施
設を学童保育施設として活用するにあたって、当初は、空き教室はないとのことであ
ったが、町長自らも町外施設を視察するなどし、教育委員会、小学校と協議を行い、
小学校余裕教室活用を進めた。さらに、教育委員会では県と協議して、教育財産処分、
公有財産所管換えの手続きを町と協力して行っていた。今後は、余裕教室活用に舵を
きり、必要に応じ施設整備を進めるとのことであった。

町長の判断を受け、町、教育委員会、小学校が同じ方向に立ち、小学校余裕教室活
用の放課後児童クラブ設置に取り組んだ三者の造詣の深さに感心する。

視察地 埼玉県鶴ヶ島市
特定非営利活動法人 鶴ヶ島市学童保育の会

1 視察年月日 平成 25 年 10 月 3 日

2 視察の目的

学童保育の運営形態には、自治体が直接運営したり、外部団体に委託したり、指定管理者制度を導入したりとさまざまな形態がある。そのなかで、NPO（民間非営利団体）が運営する施設について、学童保育の先進地である埼玉県で調査することとした。

3 視察地の概況

(1) 鶴ヶ島市（平成 25 年 4 月 1 日現在）

ア 人口 70,198 人
イ 世帯数 28,907 世帯
ウ 面積 17.73 km²
エ 財政規模 19,360,000 千円（平成 25 年度一般会計当初予算）
オ 位置

鶴ヶ島市は、埼玉県のほぼ中央、都心から約 45 km の位置にあり、坂戸市、川越市、日高市に接している。交通機関としては、関越自動車道・鶴ヶ島 I C（インターチェンジ）、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）・圏央鶴ヶ島 I C 及び東武東上線・鶴ヶ島駅、若葉駅、東武越生線・一本松駅の 3 駅があり、都心と結ばれている。関越自動車道・鶴ヶ島 I C から練馬 I C までは約 30 km、首都圏中央連絡自動車道・鶴ヶ島 J C T（ジャンクション）から八王子 J C T までは約 40 km である。また、東武東上線・鶴ヶ島駅から池袋駅までは約 40 分（急行の場合）となっている。さらに、東武東上線が東京メトロ有楽町線や副都心線へ乗り入れており、都心へ直結という恵まれた条件もそろっている。

(2) 鶴ヶ島市学童保育の会

ア 名称：特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会
イ 事務所の所在地：埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山裏 407 番地 1
ウ 代表者：理事長 細田勝実
エ 設立登記年月日：平成 16 年 4 月 7 日
オ 常勤職員数：約 60 人（1 施設に 3～4 人が常勤）
カ 平成 24 年度決算額 185,032 千円
主な収入
学童保育委託料 97,515 千円
保育料収入 72,796 千円
コミュニティレストラン収入 13,495 千円

4 取り組みの現況

(1) 沿革

- 昭和 53 年 10 月 「鶴ヶ島町に学童保育をつくる会」が発足
 昭和 54 年 10 月 町内で初めての学童保育室「どんぐりクラブ」が鶴ヶ丘にて開室
 昭和 57 年 11 月 鶴ヶ島町学童保育連絡協議会を結成
 平成 3 年 9 月 市制施行
 平成 8 年 4 月 市より鶴ヶ島市学童保育事業を委託される
 平成 16 年 3 月 県知事より NPO 法人鶴ヶ島市学童保育の会としての認証を受ける
 平成 19 年 3 月 上広谷児童館の指定管理者になる(同年 7 月より運営を開始)
 平成 21 年 7 月 コミュニティレストラン「ここほっと」を開店
 平成 21 年 10 月 第 1 回 G-1 グランプリ in つるがしまを開催
 平成 22 年 11 月 第 2 回 G-1 グランプリ in つるがしまを鶴ヶ島産業まつりに
 おいて開催

(2) 小学校区別の学童保育室名、設立年月日、入室児童数(平成 25 年 4 月現在)、他

ア 鶴ヶ島第二小学校区

- どんぐりクラブ (昭和 54 年 10 月設立) 65 人
 鶴ヶ島市で初めてできた学童保育室

イ 杉下小学校区

- ありんこクラブ (昭和 56 年 3 月設立) 69 人
 平成 22 年 7 月に小学校敷地内に引っ越す

ウ 新町小学校区

- ひまわりクラブ A (昭和 58 年 4 月設立) 45 人
 市内唯一の公民館・児童館との複合施設
 ひまわりクラブ B (平成 21 年 4 月設立) 36 人
 隣接しているつどいの広場「ぼけっと」(NPO 法人鶴ヶ島なごみ)との
 交流あり
 ひまわりクラブ C (平成 22 年 4 月設立) 45 人
 住宅街にある施設

エ 鶴ヶ島第一小学校区

- なかよしクラブ (昭和 58 年 4 月設立) 91 人
 小学校の裏手にある施設

オ 藤小学校区

- 第一つくしんぼクラブ (昭和 59 年 4 月設立) 55 人
 学校が目の前にあり校庭が遊び場
 第二つくしんぼクラブ (平成 22 年 4 月設立) 62 人
 校庭の一角にあり校庭が遊び場

カ 栄小学校区

つばきやまクラブ（平成9年4月設立） 61人

近くに空き地があり遊び場となっている

もみじやまクラブ（昭和59年9月設立） 53人

周辺には原っぱや小川があり自然とふれあえる施設

キ 長久保小学校区

はちまんクラブ（平成12年11月設立） 72人

住宅街にある施設

ク 南小学校区

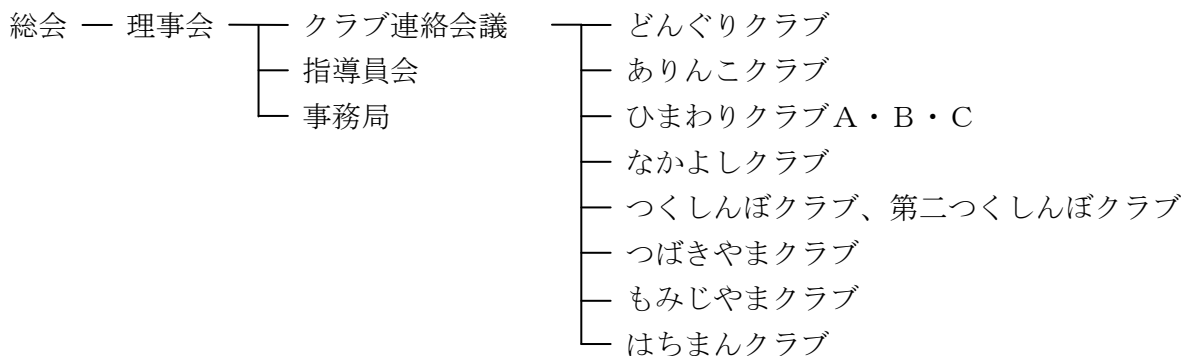
たんていクラブ（昭和62年10月設立） 87人

※上記中、南小学校区のたんていクラブは、「NPO法人児童クラブとびっくす」が受託している。他の11クラブは、「NPO法人鶴ヶ島市学童保育の会」が受託。

(3) 組織図

学童保育の会の会員は、保護者が中心で、そのほかに学童保育のOB及び会の趣旨の賛同者。学童保育を必要としている親たちが中心となって運営している組織。

組織図は以下のとおり。



- ・総会は、会の運営や事業について、会員である保護者の意見を聞き承認する場。
- ・理事会は、11クラブの保護者会で選ばれた理事、指導員会から選ばれた理事、OBから選ばれた理事で構成。月に1回集まり、運営について話し合う。
- ・クラブ代表者会議は、各クラブの保護者会の会長が集まり、情報交換を行ったり話し合う。
- ・クラブごとに保護者会（父母会）があり、月に1回、指導員と保護者が集まり、保育のことや行事のこと、問題や悩みなどを話し合う。

(4) 保育時間

ア 平常保育（基本保育料での保育時間）

月曜日から金曜日までは、下校時から18:00

イ 一日保育（夏・冬・春休み、開校記念日、県民の日）及び日曜・祝日以外の休校日

月曜日から金曜日までは、8:30から18:00

ウ 土曜日

8:30～15:00

エ 延長保育（延長保育料により対応）

7:30～8:30（土曜日、春・夏・冬休み・日曜・祝日以外の休校日）

18:00～20:00

土曜日の 15 : 00 ~ 18 : 00

オ 閉室日

日曜・祝日

夏期(8月13日~16日)、冬期(12月29日~1月4日)

カ 特別保育日

夏期(8月13日~16日)※但し日曜日を除く

冬期(12月29日・30日・1月4日)※但し日曜日を除く

(5) 保育料・諸経費

ア 平常保育日

基本保育料

1~3年生 12,000円/月

4・5年生 8,000円/月

6年生 7,000円/月

延長保育料

18:00~20:00 最大延長で4,000円/月

イ 土曜保育日

基本保育料に加えて

7:30~8:30 100円/30分

15:00~18:00 100円/30分

ウ 夏休み等一日保育日

基本保育料(全学年一律12,000円)に加えて

7:30~8:30 2,000円~3,000円/月

18:00~20:00 最大延長で4,000円/月

エ 特別保育日

7:30~20:00 300円/1時間

(土曜日は18:00まで)

オ 諸経費

入室金 8,000円/一世帯

保護者会費(父母会費) 1,000円/月

保険料 2,000円/年間(傷害保険)

※保育料にはおやつ代を含む、昼食は各自で持参

※ひとり親家庭割引

ひとり入室で学年によって月額2,500円~5,000円の割引あり

きょうだい入室で低学年・高学年の人数により月額4,000円~9,000円の割引あり

(6) 主な行事

ア 子どもたちの行事

子供たちが自分たちで話し合い、責任者を決めて準備を進める

春 新入児歓迎会

夏 川遊び・プール遊び、お泊り会、映画、七夕、上級生キャンプ、低学年

合同行事

冬 クリスマス会、新春合同行事、学童杯ベーゴマ大会、豆まき、高学年スキーツアー、ひなまつり

イ 学童保育の会の行事

父母が主体となり7クラブ合同で取り組む行事

春 定期総会（父母のみ）、子どもフェスティバル

秋 学童バザー、学童運動会

冬 卒室式

ウ クラブ単独行事

各クラブの保護者会（父母会）がクラブ独自に行う行事

春 クラブ総会（父母のみ）、入室歓迎会

夏 親子キャンプ

冬 もちつき、入室説明会（父母のみ）

(7) 会のその他の事業

ア コミュニティレストラン「ここほっと」

- (ア) 開店日 平成21年7月
- (イ) 年商 約1,350万円（平成24年度）
- (ウ) 休業日 月曜日
- (エ) 営業時間 11:00～16:30
- (オ) スタッフ 3～4名
- (カ) おやつ配食 1日約300～350食（月曜日～金曜日）
- (キ) おやつスタッフ 3名

以前は各クラブで児童のおやつを作っていたが、設備が整っていなかったため苦勞していた。そこで、一カ所で作ることを考え、空店舗を借りて、施設のおやつを配食しながら、おいしい物を提供して、人のつながりや会話などコミュニティの役割を果たすコミュニティレストランとして開業した。

イ G-1 グランプリ in つるがしま

G-1 グランプリは、文化や芸術活動の振興と「笑い」を通じて地域の活性化を図ることを目的に、鶴ヶ島市学童保育の会と市の共催イベント。全国からプロ、アマを問わず出演者を公募し、予選会を勝ち抜いたお笑い芸人が優勝賞金を目指してお笑いバトルを繰り広げるもの。平成21年10月に第1回を開催し、今年で5回目。以下は平成25年の学童保育の会の予算書より抜粋。

- (ア) 優勝賞金 100万円
- (イ) 事業費 300万円
- (ウ) 主な収入
 - 協賛金（広告、看板等の掲載） 130万円
 - 鶴ヶ島市学童保育の会より行事費として 120万円

(8) 市の放課後児童対策事業費（平成24年度決算額）

ア 歳入

放課後児童対策事業費補助金（国2/3，県1/3） 50,568千円

イ 歳出	
決算額	88,403 千円
内訳	
修繕料	214 千円
委託料	82,885 千円
土地賃貸借料	1,488 千円
小規模児童クラブ補助金	3,816 千円

※小規模児童クラブ(4ヵ所あり)とは

1施設において、入室児童数が71人以上になると補助金が減額されることから、70人を超えた児童数の小規模児童クラブ用ハウスを敷地内に別棟で設け、市が単独補助を行っている。

(9) 今後の課題

ア 児童数の増減を考えた施設の整備。

イ 国の省令に基づき、市町村が条例で放課後児童クラブの設備や運営の基準を定めることになり、平成26年度中に条例を定め、平成27年度より施行することへの対応。

ウ 一部施設の老朽化。

5 考 察

鶴ヶ島市では、当初から公設民営の考え方で学童保育事業に取り組んでいる。小学校区ごとに学童保育室が設置されており、8小学校区で12クラブ(学童保育室)が設置されている。内、学校敷地内の利用は3クラブ、学校隣接が5クラブ、残り4クラブは学校からやや離れている。なお、鶴ヶ島市では余裕教室を活用した施設の設置はない。運営は、7小学校区11クラブを「NPO法人鶴ヶ島市学童保育の会」に委託し、1小学校区1クラブを「NPO法人児童クラブとびっくす」に委託して、1年ごとに更新している。市の学童保育室への入室児童数は、平成25年4月時点で741人で、全児童数の18.5%を占めており、年々増える傾向にある。

一方、市から委託された鶴ヶ島市学童保育の会では、昭和54年10月に、どんぐりクラブを鶴ヶ丘に開室して保育事業を開始した。会では、当初より6年生まで保育を受け入れており、現在、約650人の子どもたちを受け入れている。また、会では、障がいを持つ児童の受け入れも行っており、会独自で運営の指針(障がいのある児童の受け入れに関する指針)を設け、その指針に沿って対応している。

ところで、公設民営において、委託された団体が行政に頼りすぎたり行政が主導で進めたりすることがあるが、学童保育の会ではそのようなことはなく、より良い運営を行うために会がどうあるべきかを常に考えている。それは、会独自で指針(保育・障がい児受入)や規程(個人情報保護・給与・慶弔)を設けて対応したり、児童のおやつを一ヵ所で効率よく作ったり、会員の意見をくみ上げるための組織体制が確立されていることなどから理解できる。

また、会では学童保育のことだけではなく地域の活性化や地域振興を図ることも考えており、ボランティア活動に取り組んだり、地域の居場所を提供するレストランを

経営したり、上広谷児童館の指定管理を受け運営したり、市と共催でG-1グランプリを毎年開催するなどしている。また、60人からの雇用を生んでいることは、雇用の拡大につながっており、さまざまな面で地域に貢献している。

このように鶴ヶ島市では、行政とNPO法人が連携・協力して事業に取り組んでおり、学童保育の会が、会を強固にするための工夫や取り組みには、学ぶところがある。質疑のなかで、学童保育で大事なことは「子どもの目線に立った運営」と、笑顔で語る理事長の言葉が忘れられない。